吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める書面)

2022年10月3日

KPP グループホールディングス株式会社 国際紙パルプ商事株式会社

吸収分割に係る事後開示書類

東京都中央区明石町 6 番 24 号 KPP グループホールディングス株式会社 代表取締役会長 兼 CEO 田辺 円

東京都中央区明石町 6 番 24 号 国際紙パルプ商事株式会社 代表取締役 社長執行役員 栗原 正

KPP グループホールディングス株式会社(2022 年 10 月 1 日付けで、国際紙パルプ商事株式会社より商号変更。以下「分割会社」といいます。)と国際紙パルプ商事株式会社(2022 年 10 月 1 日付けで、国際紙パルプ商事分割準備株式会社より商号変更。以下「承継会社」といいます。)は、2022 年 5 月 25 日付けで分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)に基づき、2022 年 10 月 1 日付けで分割会社が紙パルプ等卸売事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を実施いたしました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条並びに会 社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後開示事項は、次のとおりです。

- 本吸収分割が効力を生じた日 2022年10月1日
- 2. 分割会社における法定手続の経過
 - (1) 会社法第784条の2の規定(吸収分割の差止請求)による手続の経過会社法第784条の2に基づき、分割会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主は存在しませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定(反対株主の株式買取請求)による手続の経過分割会社は、会社法第785条第3項及び第4項の規定により、2022年9月8日付けの電子公告をもって、本吸収分割をする旨並びに承継会社の商号及び住所を株主に対して公告いたしましたが、同条第1項の規定に従い、所定の期間内に株式の買取請求を行った株主は存在しませんでした。

- (3) 会社法第787条の規定(新株予約権の買取請求)による手続の経過分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
- (4) 会社法第789条の規定(債権者異議)による手続の経過 分割会社は、承継会社への債務の承継を重畳的債務引受の方法により行っているた め、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。
- 3. 承継会社における法定手続の経過
 - (1) 会社法第796条の2の規定(吸収分割の差止請求)による手続の経過 承継会社の株主は分割会社のみであり、会社法第796条の2に基づき、承継会社に 対して本吸収分割の差止請求を行った株主は存在しませんでした。
 - (2) 会社法第797条の規定(反対株主の株式買取請求)による手続の経過 本吸収分割は、承継会社の唯一の株主である分割会社の同意をもって、承継会社の株 主総会の承認決議を経ており、反対株主は存在しないため、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第799条の規定(債権者の異議)による手続の経過 承継会社は、会社法第799条第2項に基づき、2022年8月16日付けの官報により、 債権者に対して公告を行いましたが、債権者から異議の申述はありませんでした。 また、承継会社は、会社法第799条第2項に基づき、2022年8月16日付けで知れ ている債権者に対し本吸収分割に対する異議申述の各別の催告を行いましたが、所定 の期間内に債権者からの異議の申出はありませんでした。
- 4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項 承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2022 年 10 月 1 日をもって、分割会社から、本吸収分割契約に基づき、分割会社の紙パルプ等卸売事業に関する権利義務を承継いたしました。
- 5. 本吸収分割に係る変更登記をした日 本吸収分割に係る分割会社及び承継会社の変更登記の申請は、いずれも 2022 年 10 月 3 日以降速やかに行う予定です。
- 6. 前各項に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項

承継会社の株式1,000株を交付いたしました。

(1) 本吸収分割に際して交付する対価 承継会社は、本吸収分割契約に基づき、本吸収分割の対価として、分割会社に対し、

(2) 承継会社の資本金及び準備金に関する事項

本吸収分割により増加すべき承継会社の資本金の額は 3 億 4,000 万円、準備金の額は 0 円です。

(3) 労働者保護手続の経過

分割会社は、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成 12 年法律第 103 号。以下「労働契約承継法」といいます。)第 7 条に基づき、労働者の理解と協力を得るように努め、商法等の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 90 号)附則第 5 条に基づき、労働者と協議を行い、また、労働契約承継法第 2 条第 1 項及び第 2 項に基づき、労働者及び労働組合に対して本吸収分割に関する通知を実施いたしましたが、労働者からの異議の申出はありませんでした。

以上